（明治四十一年十二月三十日第三種郵便物認可）（日刊）月曜及祭日の翌日休刊 明治四十三年八月三十日（火曜日） 第四百九十五號（一）

# 京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十三年 紀元二千五百七十年
本紙定價 一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月十三錢 月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）
廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行一圓▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人 高木久馬太
印刷人 松久神一郎
京城西署西小門通（電話六六三）
發行所 京城新報社

雜報

## 漁業根據地調（一）
（自江原道境至迎日灣漁區）釜山稅關調査

▲根據地及漁期 根據地名は斗湖浦、龍潭里、長鬐里、竹邊浦、厚里浦、丑山浦、江口、汝南浦にして其漁期は興海郡斗湖浦龍潭里は一週年、三渉郡長鬐里は五月より七月まで海鼠四、十、鮑九、十一鯖、蔚珍郡竹邊浦も之に同じ平海郡厚里浦、寧海郡丑山浦九、十一鰆寧海郡厚里浦は五、七、九、十一、鰮、四十海鼠、興海郡江口は十二、三、鰊、斗湖浦亦之に同じく興海郡汝南浦は四、六月に於て海鼠、鮑、海藻を採捕すと云ふ

▲韓人側漁業 鰮は五月下旬より七月韓九月より十一月に漁獲す鰊は十二、三、鯛は四、十一、鰤は同上、鯖は五、九、鰆平目は四、十二、若和布天草は四、六月なり

▲漁船及漁民の集散 江原道境界より慶北迎日灣沿岸の漁場に於ける鰤漁法は走釣を主とし一本釣打瀬を認めず毎年四月より九月迄は海上船潜水器多數を占め鮑海鼠を採集す中には鰮地曳網巾着を曳く者あるも少數に過ぎず九月以降十一月迄は鰤釣及び流網船各根據地に輻輳するも十二月より三月の間は僅に迎日灣の鰊漁盛觀を呈するのみ潜水器、海士船、鰆船は季節により各漁場に轉じ大概一箇月二箇月にして轉漁す是の漁者は漁場到着の順によりて前進若くは轉漁するものにて同一漁場に占據する者にあらず季節的根據地とも稱ふべく船民集散して一定せざるが故到底調査の正鵠を期す能はず（未完）

## 海外移民の減少

我政府の移民方針が滿韓集中策を執る事となりし以來北南米其他海外移民は頓に減少の傾向を示すに至りたるが今最近の調査に依れば最近二ヶ年中滿韓以外の方面に渡航したる移民數を聞くに比律賓群島六百五十二人、濠州及所屬諸島六十三人、クインスランド百九十八人、太洋島三百六十四人、ニューカレドニア四百二十八人、英領加奈太千四百八十九人、墨西哥二千五百十五人秘露四千六百六十七人、巴西七百八十一人合計一萬百五十七名其他合衆國布哇に向つて若干渡航したるものあれども是れは再渡航者若しくは父母妻子を呼寄せたるものにて逐年同方面の移民は減少しつゝありといふ

## 朝鮮米の將來

▲朝鮮米の毎年輸入高 韓國米は未だ充分に土地開拓と耕作法の改良行はれざる今日に於ても其産出高非常に多く毎年大坂市場に五六十萬石の輸入ありて他の外國米と共に米穀相場に影響を及し居れり然るに尚土地の改良と耕作方法の改善とを行ひなば其產出增加と共に我國輸入高を増加し價格の安き爲め大に我米穀界を動かすべし

▲朝鮮米の性質 世人は韓國の土地が農業に適し米の産出高將來增加し有望なる事は認むるも未だ其米の性質の如何に就きて知る者極めて少く寧ろ韓國米は他外國米と同樣品質に於て極めて粗惡なる物と認め居るが如きも實は然らずして今日の韓國米が品質の惡さは實際の品質惡しき爲めにあらずして其の仕上方法の惡しきに基因す故に若し我が國同樣に仕上法を改良せば優に我が熊本縣の一等米と匹敵する米を產し得べし現に東京に於て或る商人は韓國米を格安にて買ひ占め之れを精製し白米として東京に持ち來りて賣却し居るに評判宜しく反つて在來の二三等米よりも客の受け善く大に有望なりと一部の商人間に認め居る由

▲朝鮮米と關稅 而して現行關稅は朝鮮米百斤に就き六十四錢にて一石約一圓五十錢なる爲め如何に彼地に於て廉價に買ひ占め來るも其の稅金の爲め本國米同樣の價を附せざれば賣却し難きにより今日の處にては内地米の不足の場合の外は態々朝鮮米を多額に輸入し來るとも格別利益なきを以て我が米界に韓國米の影響するが如き事なかるべし

▲合併後は如何 今回の合併とゝもに近々中に或る關稅の改廢行はれんかと思ふ者あるべきも之杞憂にして元來殖民地同樣の韓國と本國との關稅を取除く到底不可能の事實にて多少の改正は行はれんも米穀輸出入に對する關稅の改正は今日の場合行ひ難き事にて如何に多額の米穀を韓國に於て產出するも關稅の存在する間は我が米價に影響するが如き事は萬々なかるべし

## 仁川輸入品の概況
（七月中に於ける）

△麥粉及砂糖 一般商況の不振につれ賣れ行き兎角捗々しからず去りとて賣れ行き鈍きにもあらず夫々の賣れ行きありて可成の商狀を保ち居れり相場は砂糖百斤に付五溫十圓六十錢四溫半十圓二十錢四溫九圓八十錢三溫半八圓八十錢三溫八圓四十錢麥粉壹袋に付日之出印二圓四十錢東郷印二圓三十五錢

△支那鹽 雨季に相當するを以て入船尠く本日中の輸入額六千餘圓にして前月に比し一萬一千五百餘圓の減少を示せり而して相場前月にありては三十五錢迄下落したるも本月に於ては最高五十三錢最低五十錢にて堅氣配のまゝ月を越したり

△洋金巾及晒金巾 本月中の輸入額は四万一千六百餘圓にして前月に比し三萬四千九百餘圓減退を示せり特殊の需要も起らず前月來商況變化なきも相場は英國高價の爲め引續き手堅く保ち合ひの姿にて月を越したり

△和金巾 未だ賣れ行き時季に至らざるを以て商況閑散なり

△綿絲 目下農繁季にて市況沈靜なり

△石油 本品は目下賣れ行き閑散季に屬し賣れ行き捗々しからずと雖も小口もの弗々賣れ行きありて可成の商況を保ち居れり而して本品は前年來英米石油對英油ライジングサンの商圏擴張競爭盛んなりしが先般協定の結果無益の競爭中止されライジングサン石油會社當地出張所は本月限りにて釜山に引揚げ今後韓國に於けるライジングサン石油は釜山を根據地となせり因に必要の際は何時たりとも再び各地に支店或は出張所を開設する筈なりと而して相場は前月來騰貴して極函二圓九十六錢勝利二圓六十五錢旗印二圓七十五錢

△材木及板 本月中六萬八千七百九十二圓の輸入ありて前月に比し五千二百餘圓又前年同月に比し二萬六千九百餘圓の增進を示し一見頗る好況にあるが如きも其實韓國に於ける建築界の不景氣は本年に入りて同業一般の期待に反し建築所專屬の官衙建築の如き本年度四百三十萬圓に上り其材料に六七十万圓の巨額を計上せるも更に民業を濕ほすに及ばず木材の捌方も昨年に比して其の半額にも達せず從て建築らしき建築は殆んど皆無の姿にて偶々一二件の出づるあるも激甚なる競爭に勝てず何れも悲境の序に沈靜の姿なり而して唯茲に一の光明は近く兩大鐵道起工に伴ふ景氣回復に一縷の望みを繫ぎ居れりと

△セメント及石灰 其他鐵釘等の諸建築材料は前述材木と共に建築諸工事の不振により賣れ行き捗々しからず

△煙草 本日中葉卷煙一千八百七十七圓紙卷煙四万六千五百九十六圓其他五百九十八圓の輸入ありて前月に比し三萬八千二百四圓の增加を示せり而して紙卷煙中の主なるものはバンプー、ハーロー、ゴールデンバクト、ヒーロー等にして近來一般に上等品より如斯安值もの韓人間に賣れ行きよく尚サイクルは景品付賣り出しの爲め韓人間に氣受けよしといふ

△麥酒 及び炭酸水等の飲料は季節柄目下賣れ行き活潑にして輸入額九千二百二十九圓前月に比し四百八十九圓の增進を示せり而して大日本麥酒會社に於ては本年ミユンヘンビールを發賣したるに夏季飲料として一般に氣受けよく需用多しといふ

●電車複線回轉增加 既報電車複線過轉は愈廿六日午後四時より開始されたるが其區間は南門驛鍾路及古市町通にて二三所新線交叉點手入の爲め當分舊新兩線を併用し又た回數も現在原動力の容す限り絕對振張し回轉の增加を圖るべしと

講談

## 越後傳吉
大岡政談 第五十二回 旭堂南陵講



不意を斬込む庄左衞門の一刀に 男『エッ危ねエ』と曲者が思はずれ梅の首筋を放すと共に体を轉したゝめ、思はず空を斬つた庄左衞門が、ドヽヽヽッと前へのめつて行く途端にキャーッといふ悲鳴 庄『アッ、れ梅怪我したかッ』 スルと曲者は 男『グッ、この爺奴飛んでもねエ事を仕やアがつたナ、折角仕事をして爰まで擔いで來た肝腎のタマを斬りやアがつたナ飛んでもねエ畜生だ、野郎ウ覺悟しろッ』といひながら庄左衞門を望んで斬込む一刀、チャンと受け流して 庄『エイ此奴めがッ』チャン〳〵と烈しく斬り結んだが、空を斬つて流れた刀は可哀想に足下に踏しめられて居た女の肋の邊りからザクリと斬付けた、これは庄左衞門が斬うと思つて斬つたではない、機みでその人に當つたのです、此方は屈強な惡黨一方は老人と來たから、庄左衞門今は惡黨に斬り立てられて、漸次と後に退がる、話頭一轉庄藏は宙を飛んで駈歸りましたわが家、同じ道を歸つて來りやア親爺の庄左衞門と出會つたんだが親爺の方は悴の後を追ッ付いてやりたいと云ふ了簡だから普通の街路を驅けて盛る、庄藏は早まつて煙草入を忘れて惡くつても勝手を知つた處なり、女房を待たしてある位だから道は少々をば異一文字に飛で歸つた、道が違つて居るから會ひません、ガラリと表戸を開けた庄藏 庄『阿母ア 早『庄藏かね 庄『飛でもねエ事をした煙草入を忘れただ、れ梅を泉河原に待たして置いて今取りに來たんだ 早『マア〳〵何の道具を來たんだね阿父さんが今煙草入を持つて行つたんだよれ前の後を追つ驅けて……モウ今頃は泉河原に行て居る時分だ 庄『エヽ其奴ア失敗つた、普通の道を來れば會つたが此方もツイ急いだものだから、近路の數際を通つて來たおやア、仕方がねエ阿母ア、直ぐに乃公ア行くから 早『行くのかへ 庄『直ぐに行くから……』何がな若い運者な足だ、宙を飛んで泉河原へ引返して來ると、闇にチャン〳〵と斬合ふ太刀音、れ梅はウロ〳〵しながら 梅『阿父アん危ない、人殺しイーッ』と聲を揚げて居る、うの人殺しといふ聲は正しく女房何うなつたのだか一切合點の行かぬ庄藏息を切て驅け來り 庄『れ梅、れ梅、何うした 梅『オヽ庄藏さんッ、阿父さんが彼の通り殺されるんだわ、惡黨に…… 庄『エッ、成程親父さんが……眼の前に現在の親父が斬り立てられて居るから、庄藏殿の一刀を拔くより早く曲者の背後から 庄『野郎奴ッといつてサーッと斬り込んだ一刀、背後から來られたんだから流石の惡黨も能う避さない、肩口から一刀 男『ワッといふと、ヨロ〳〵と蹌踉いた所を、飛び込んだ庄左衞門が道のあたりへ强かに斬付ける、バッタリ倒れるのを庄藏が又一刀 男『野郎ッ……曲者は口惜しさうに野郎といふ一聲を殘したまゝもう息も絶え〳〵 庄『オヽ親父さん、何うしたんです一體これは…… 男『庄藏か何うも斬うもあるかね、乃公ア汝前の煙草入を持つてこの泉河原へ來ると、れ梅が人殺し〳〵といふだらう、何だらうと思つて見ると此奴がれ梅の首筋を摑んで刀を振り上げて居るんだ、直ぐに乃公ア斬り込んだが、此奴は斬らないで何だかキャーッといふ聲がしたがスルと、此奴がタマを斬たとか、矣たとかいつて、乃公に斬つてかゝつて來たでに殺される處だつた 庄『そいつア好い塩梅だつた、乃公が早く來たから助かつたんで…… 妾は何うしたんだ、れ梅『庄藏さん ねた前さんの行つた後で恐い〳〵と思つてるとこの惡黨が…… 其邊にツレ女の方が一人倒れて居る筈だ 庄『オヽ居る〳〵、オヤッ、可哀想に血だらけになつて居る息も絶え〳〵だ 庄『エッ、それは大變な事が出來た、それならキヤッと云つたのは、この野郎を斬らうと思つて斬り込んだ時、スカを喰はしたから空を流れた切尖がその女中さんへ斬込だのだ 庄『爾うだ、この女中は此奴がために何うしたんだ 庄『俺がれて來て、妾の前で何だか酒代にするだ宿場女郎に賣るんだから、金子さへ取りやア後は何うなつても構はぬ、金子を取るまでは默つてろ、何をいつてもウン〳〵と云てろといふと、この女中が懐中にれ金子は二十兩あるし頭の道具も衣類も皆進げる襦袢と湯卷を與れさへすりやア宜いから、何うか爾う云ふ處へ賣るのは止めてれ與れと頼んだ 庄『ム、 梅『スルト此奴が刀を拔いもんだらう、妾は恐いと思ふて居る矢先き、眼の前で刀を抜かれたか思はずキャッといふと、此奴が何ぞふたか殺してしまふといつて妾に斬かゝるんだもの 庄『親父さん、酷いとやつた 庄『ム、 庄『ちやアこの女は誘拐されて來たんだ、それをれ梅傍で見たから、れ梅と殺さうとしてるのを親父さんが助けやうため我知ず此奴へ斬付けた、スルとうの刀がつてこの女中が斬られたんだ 庄『爾だよ、モウ助からなからうか

# 日韓併合

## 韓國併合の詔勅

朕東洋の平和を維持し帝國の安全を將來に保障するの必要なるを念ひ又常に韓國が禍亂の淵源たるに顧み曩に朕の政府をして韓國政府と協定せしめ韓國を帝國の保護の下に置き以て禍源を杜絶し平和を確保せむことを期せり

爾來時を經ること四年有餘其の間朕の政府は銳意韓國施政の改善に努め其の成績亦見るべきものありと雖も韓國の現制は尙未た治安の保持を完するに足らす疑懼の念每に國內に充溢し民其の堵に安せず公共の安寧を維持し民衆の福利を增進せむか爲には革新を現制に加ふるの避く可らざること瞭然たるに至れり

朕は韓國皇帝陛下と與に此の事態に鑑み韓國を擧けて日本帝國に併合し以て時勢の要求に應ずるの已を得ざるものあるを念ひ茲に永久に韓國を帝國に併合することゝなせり

韓國皇帝陛下及其の皇室各員は併合の後と雖相當の優遇を受くべく民衆は直接朕が綏撫の下に立ちて其の康福を增進すべく產業及貿易は治平の下に顯著なる發達を見るに至るべし而して東洋の平和は之に依りて愈々其の基礎を鞏固にすべきは朕の信じて疑はざる所なり

朕は特に朝鮮總督を置き之をして朕の命を承けて陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしむ百官有司克く朕の意を體して事に從ひ施政の緩急其の宜きを得以て衆庶をして永く治平の慶に賴らしむることを期せよ

御名御璽

明治四十三年八月二十九日

內閣總理大臣 兼大藏大臣 侯爵 桂太郎
陸軍大臣 子爵 寺內正毅
外務大臣 伯爵 小村壽太郎
海軍大臣 男爵 齋藤實
內務大臣 男爵 平田東助
遞信大臣 男爵 後藤新平
文部大臣 農商務大臣 小松原英太郎
司法大臣 子爵 岡部長職

## 皇室優遇の詔勅

朕天壤無窮の丕基を弘くし國家非常の禮數を備へむと欲し前韓國皇帝を冊して王と爲し昌德宮李王と稱し嗣後此の隆錫を世襲して以て其の家祀を奉せしめ皇太子及將來の世嗣を王世子とし太皇帝を太王と爲し德壽宮李太王と稱し其各儷匹を王妃太王妃又は王世子妃とし並に皇族の禮を以てし特に殿下の敬稱を用ひしむ世家率循の道に至りては朕に當に別に其の軌儀を定め李家の子孫をして奕葉之に賴り福履を增綏し永く休祉を享けしむべし茲に有衆に宣示し用て殊典を昭にす

御名御璽

明治四十三年八月廿九日

宮內大臣 子爵 渡邊千秋
內閣總理大臣 侯爵 桂太郎

## 皇族優遇の詔勅

朕惟ふに李堈及李熹は李王の懿親にして令聞夙に彰はれ槿域の瞻望たり宜く殊遇を加錫し其の儀稱を豐にすべし茲に特に公と爲し其の配匹を公妃とし並に皇族の禮を以てし殿下の敬稱を用ひしめ子孫をして此の榮錫を世襲し永く寵光を享けしむ

## 大赦免稅の詔勅

朕惟ふに統治の大權に由り茲に始めて治化を朝鮮に施くは朕か蒼黎を綏撫し赤子を休鄕するの意を昭示するより先なるはなし乃ち別に定むる所に依り朝鮮に於ける罪刑諸般の罪囚中情狀の憫諒すべきものに對して特に大赦を行ひ積年の逋租及今年の租稅は之を減免し以て朕か軫念する所を知悉せしむ

## 韓國國號の改稱

朕韓國の國號を改め朝鮮と稱するの件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

明治四十三年八月二十九日

內閣總理大臣 侯爵 桂太郎

勅令第三百十八號

韓國の國號は之を改め爾今朝鮮と稱す

附則

本令は公布の日より之を施行す

## 韓國皇帝の詔勅

皇帝若曰朕否德にして艱大なる業を承け臨御以後今日に至る迄維新の政令に關し丞圖し備試し用力未だ嘗て至らずんばあらずと雖とも由來積弱痼を成し疲弊極處に到る時日間に挽回の施措望なし中夜憂慮善後の策茫然たり此に任じ支離益甚しければ自ら終局收拾し得ざるに底らん寧ろ大任を人に托し完全なる方法と革新なる功效を奏せしむるに加かず故に朕於是瞿然內に省み廓然自ら斷じ茲に韓國の統治權を從前より親信依仰したる隣國大日本皇帝陛下に讓與し外東洋の平和を鞏固にし內八域の民生を保全せんとす惟ふに爾大小臣民國勢と時宜を深察し煩擾することと勿く各其業に安じ日本帝國の文明新政に服從し幸福を共受せよ朕の今日此擧や爾有衆を忘るゝにあらず實ら爾有衆を救活せんとするの至意に出づ爾臣民等は朕の此意を克體せよ

隆熙四年八月二十九日

## 併合條約本文

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下は兩國間に特殊にして親密なる關係を顧ひ相互の幸福を增進し東洋の平和を永久に確保せむことを欲し此の目的を達せむが爲には韓國を日本帝國に併合するに如かざることを確信し茲に兩國間に併合條約を締結することに決し之が爲め日本國皇帝陛下は統監子爵寺內正毅を韓國皇帝陛下は內閣總理大臣李完用を各其全權委員に任命せり因て右全權委員は會同協議の上左の諸條を協定せり

▲第一條 韓國皇帝陛下は韓國全部に關する一切の統治權を完全且永久に日本國皇帝陛下に讓與す

▲第二條 日本國皇帝陛下は前條に揭げたる讓與を受諾し且全然韓國を日本帝國に併合することを承諾す

▲第三條 日本國皇帝陛下は韓國皇帝陛下太皇帝陛下皇太子殿下並其の后妃及後裔をして各其の地位を應じ相當なる尊稱威嚴及名譽を享有せしめ且之を維持するに十分なる歲費を供給すべきことを約す

▲第四條 日本國皇帝陛下は前條以外の韓國皇族及其の後裔に對し各相當の名譽及待遇を享有せしめ且之を維持するに必要なる資金を供與することを約す

▲第五條 日本國皇帝陛下は勳功ある韓人にして特に表彰を爲すを適當なりと認めたる者に對し榮爵を授け且恩金を與ふべし

▲第六條 日本國政府は前記併合の結果として全然韓國の施政を擔任し同地に施行する法規を遵守する韓人の身體財產に對し十分なる保護を與へ且其福利の增進を圖るべし

▲第七條 日本國政府は誠意忠實に新制度を尊重する韓人にして相當の資格ある者を事情の許す限り韓國に於ける帝國官吏に登用すべし

▲第八條 本條約は日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下の裁可を經たるものにして公布の日より之を施行す

右證據として兩全權委員は本條約に記名調印するものなり

明治四十三年八月二十二日 統監 子爵 寺內正毅

隆熙四年八月二十二日 內閣總理大臣 李完用

## 寺內統監の諭告

叡聖文武 天皇陛下の大命を奉じ本官今や朝鮮統轄の任に膺るに際し茲に施政の綱領を示して朝鮮上下の民衆に諭告す

夫れ疆域相接し休戚相倚り民情亦昆弟の誼あるもの相合して一體を成すは自然の理必至の勢なり之を以て大日本國天皇陛下は朝鮮の安寧を確實に保障し東洋の平和を永遠に維持するの緊切なるを念ひ前韓國元首の希望に應じ其の統治權の讓與を受諾し給ひたり自今前韓國の皇帝陛下は昌德宮李王殿下と稱せられ皇太子は王世子となり萬世無窮に相繼承し太皇帝陛下は德壽宮李太王殿下と稱せられ並に皇族の禮遇を給はり其の秩俸の豐厚なる皇位に在す時と異なる處なかるべし朝鮮民衆は盡く帝國の臣民となり天皇陛下撫育の化を被り長へに深仁厚德の惠澤に浴すべし殊に忠順に新政を翼贊する賢良は其の功勞に應じ榮爵を授けられ恩金を給はり又其の材能に應じ帝國の官吏として或は中樞院議官の班に列せられ或は中央若は地方官廳の職員に登用せらるべし又班族儒生の耆老にして恭謙能く庶民の師表たる者には尙齒の恩典を與へられ孝子節婦鄕黨の模範たる者には褒賞を賜はり以て其の德行を表彰せらるべし曩に地方官吏の職に在り國稅欠逋の行爲ありたるものは其の責任を解除し特に其の未勘金の完納を免せらるべし又從前法律に違反したる者にして其の犯罪の性質特に愍諒すべき者に對しては一律に大赦の特典を與へらるべし如斯地方の民衆積弊の余蘖を受け或は業を失ひ產を傾け又甚しきは流離饑餓に瀕する者あり依て先づ民力の休養を圖るの急務なるを認め隆熙二年度以前の地稅にして今尙未納に係るものは之を免除し隆熙三年以前の貸付に係る社穀は其の還納を特免せしめ且つ本年秋季に徵收すべき地稅は特に其の五分の一を輕減し更に國帑約一千七百萬圓を支出し之を十三道三百二十有余の府郡に配與し以て士民の授產、敎育の補助並に凶歉の救濟に充てしむべし是皆斯の更始一新の時に方り惠撫慈育の聖旨を昭にする所以なり然りと雖國政の利澤を蒙る者其分に應じて國費を負擔するは天下の通則にして古今東西皆然らざるは莫し故に克く這般救恤の本旨を體し或は恩に狃れて奉公の心を失はざらんことを期すべし

凡そ政の要は生命財產の安固を圖るより急なるは莫し蓋し殖產の方興業の途之に次て振作するを得べければなり從來不逞の徒頑迷の輩還遲に出沒し或は人を殺し財を掠め或は非謀を企て騷擾を起す者あり是を以て帝國の軍隊は各道の要所に駐屯して時變に備へ憲兵警官は普く郡鄙に亘りて專ら治安の事に從ひ又各地に法廷を開きて公平無私の審判を下すに努む是固より奸兇を懲罰し邪曲を艾除せむか爲なりと雖畢竟國內全般の安寧秩序を維持し各人をして其の堵に安して業を營み產を治めしめむとするに外ならず

今朝鮮の地勢を通觀するに其の南土は肥沃にして農桑に適し其北地は概ね鑛物に富み內河外海亦魚介多し遺利余澤の獲收すべきもの鮮少なりとせず其の開發の方法宜しきを得ば產業の振作期して待つべし而して產業の發達は主として運輸機關の完成に俟たざるべからず是擧を創め業を起すの階梯なればなり今通路を十三道の各地に開き鐵道を京城元山間及三南地方に新設し漸を以て全土に及ぼさむとす斯の如くにして大成を將來に期すると共に其の開鑿敷設の工程に於て衆民に生業を與へ其の窮乏を拯ふの一助たるべきを疑はず

朝鮮古來の流弊は好惡乖違唯利を以て相爭ふに至り是を以て一黨勢を得れば忽ち他派を戕はむとし一派力を占れば輙ち他黨を仆さんとし頗頑排擠其の窮極する處を知らず終に產を破り家を亡ぼす者尠しとせず是尺害ありて寸益なし爾後黨を樹て社を結び徒らに輕擧妄動を事とするか如きことあるべからず但し政令洽く下に及ばず民意動もすれば上に達せずして上壓下怨の弊を釀すは古今其の例に乏しからず依て中樞院の規模を擴張し老成の賢良を網羅して其の議官に列し重要なる政務の諮詢に應せしめ又各道及各府郡には參與官又は參事の職を設け能士良材を登用して之に充て其の獻策に聽き以て政令と民情と相牴牾する所なからんことを期す

凡そ人生の憂患は疾病より酷しきはなし從來朝鮮の醫術は未だ幼稚の域を脫せずして以て病苦を救ひ天壽を全ふせしむるに足らず是最も痛嘆すべき所なり曩に京城に中央醫院を開き又全州清州及び咸興に慈惠醫院を設けて以來衆庶の其の恩波を蒙る者極めて多しと雖も未だ全土に普及せざるを遺憾とし既に令を發して更に各道に慈惠醫院を增設せしめ名醫を置き良藥を備へ汎く起死回生の仁術を施さしめむとす

顧ふに人文の發達は後進の敎育に俟たざるべからず而して敎育の要は智を進め德を磨き以て修身齊家に資するに在り然るに諸生動もすれば勞を厭ひ逸に就き徒に空理を談じて放漫に流れ終に無爲徒食の遊民たる者往々にして之れ有り自今宜しく其の弊を矯め華を去り實に就き懶惰の陋習を一洗して勤儉の美風を涵養することに努むべし

信敎の自由は文明列國の均しく認むる所なり各人其の崇拜する敎旨に倚り以て安心立命の地を求めむとするは固より其所なりと雖宗派の異同を以て漫に紛爭を試み又は名を信敎に藉りて叨に政事を議し若くは異圖を企てむとするが如きは卽ち良俗を茶毒し安寧を妨害するものなるを以て當に法を按して處斷せざるべからず然れども儒佛諸敎と基督敎とを問はず其の本旨は畢竟人心世道の改善に在るが故に固より施政の目的と背馳せざるのみならず却て之を裨補すべきものたるを疑はず是を以て各種の宗敎を待つに毫も親疎の念を挾まざるは勿論其布敎傳道に對しては適當なる保護便宜を與ふるに吝ならざるべし

本官聖旨を奉じて此の地に莅むや一に治下生民の安寧幸福を增進せむと欲するの外他念あるなし是れ茲に諄々として其の適從すべき所を諭示する所以なり倘漫に妄想を逞ふし敢て施政を妨碍する者あらは斷じて假借する所なかるべし若し夫れ忠誠身を持し謹愼法を守るの良士順民に至つては必ず皇化の恩澤に霑ひ其の子孫亦永く恩澤に浴すべし爾等恪て新政の宏謨を奉體して苟も違ふ所ある勿れ

## 總督府設置の件

八月廿九日勅令第三百十九號を以て左の通り公布さる

朝鮮に朝鮮總督府を置く

朝鮮總督府に朝鮮總督を置き委任の範圍內に於て陸海軍を統率し一切の政務を統轄せしむ

統監府及其の所屬官署は當分の內之を存置し朝鮮總督の職務は統監をして之を行はしむ

從來韓國政府に屬したる官廳は內閣及表勳院を除くの外朝鮮總督府所屬官署と看做し當分の內之を存置す

前項の官署に在勤する官吏に關しては舊韓國政府に在勤中と同一の取扱を爲す但し舊韓國法規に依る親任官は親任官の待遇勅任官は勅任官の待遇奏任官は奏任官の待遇判任官は判任官の待遇を受くるものとし尙在官の儘聘用を許可せられたる者に在りては明治三十七年勅令第百九十五號の適用を受くるものと看做す

附則

本令は公布の日より之を施行す

## 朝鮮施行の法令

勅令第三百二十四號を左の通り定めらる

第一條 朝鮮に於ては法律を要する事項は朝鮮總督の命令を以て之を規定することを得

第二條 前條の命令は內閣總理大臣を經て勅裁を請ふべし

第三條 臨時緊急を要する場合に於て朝鮮總督は直に第一條の命令を發することを得

前項の命令は發布後直に勅裁を請ふべし若勅裁を得ざるときは朝鮮總督は直に其の命令の將來に向て效力なきことを公布すべし

第四條 法律の全部又は一部を朝鮮に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

第五條 第一條の命令は第四條に依り朝鮮に施行したる法律及特に朝鮮に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背することを得ず

第六條 第一條の命令は制令と稱す

附則

本令は公布の日より之を施行す

## 地租減免の制令

地稅等特別免除に關する件明治四十三年勅令第三百二十四號第一條及第二條に依り勅裁を得て茲に之を公布す

明治四十三年八月二十九日 統監 子爵 寺內正毅

制令第三號

第一條 左に揭くるものは特に其の納入又は還納の義務を免除す

一 本年分地稅にして平安南北及咸鏡南北の四道は第二期、其の他の各道は第一期に納付すべき額の五分の一

二 隆熙二年分以前の地稅にして本令施行の日迄に未納に屬する者

三 隆熙三年法律第十四號第一條に揭ぐる欠逋金にして本令施行の日迄に未納に屬するもの

四 隆熙三年以前の貸附に係る社還米にして本令施行の日迄に還納未濟に屬するもの

第二條 前條第三號に依り免除したる欠逋金に就き提供したる擔保物件ある時は之を擔保提供者に還付すべし

附則

本令は公布の日より之を施行す

因に詔勅に依り減免せらるべき租稅の種類は未勘金欠逋金隆熙二年度以前の地租及今秋の地租五分の一にて總計約六百萬圓なりと

## 一大機關紙發行

其筋にては時勢の必要に鑑み一大機關新聞紙を發行せんとし目下準備中なる由なり尙總督府の公報は新發行機關紙に揭載せらるゝこととなるべく從而現在の半官紙京城日報は廢刊することゝなるべしと云ふ

## 南大門外地主決議

三浦理事官が南大門外街路擴張に要する土地買收の交涉を地主中より選拔せる四名の委員に托せることは既報の如くなるが右に付關係地主諸氏は二十八日御成座に總會を開き左の決議を爲して理事官に答へたりと云ふ

一 街路表通り(十間)一坪 百三十圓
一 同 接續裏(五間)一坪 七十五圓
一 移轉料は成べく多きを可とす

## 監獄署の惡臭

治外法權の撤去せられたる今日以後は內地人も朝鮮人も亦諸外國人も早晩同一監獄署に收容せらるゝこととなるならんが某氏の談に因れば半島の模範監獄とも云ふべき獨立門監獄は監房不潔の爲に惡臭を起し通行人の鼻を撲つ程なりと云ふ亦單に惡臭のみならず監房狹隘の爲に一種の危險をも伏在し居れば治外法權の撤去と同時に改良の必要ありと云ふ

## ●船舶に關する手續

勅令第三百三十二號

內地、臺灣及樺太と朝鮮との間に通航する船舶は開港に由り出入すべし

前項船舶の開港出入に關する手續は外國貿易船の例に依る

附則

本令は公布の日より之を施行す

## 東京電報

### ▲稻葉侍從の出發

朝鮮王室へ 陛下より稻葉侍從を差遣はされ李王殿下に優詔を賜はる筈にて同侍從は本日出發せり(廿九日)

### ▲朝鮮王室へ下賜

李王、太王、世嗣へ織物其他を贈與せられ本日出發の稻葉子爵携帶の筈(同上)

### ▲小村外相の說明

今廿九日午前八時より小村外務大臣は各新聞通信記者を招きて條約を公表し宣言書皇室令等を示して後ち詳細に說明したり(廿九日)

### ▲重野博士の危篤

文學博士重野安繹氏病氣危篤(廿八日)

### ▲長與男爵の危篤

醫學博士男爵長與稱吉氏前週來病勢革り一昨夜より人事不省に陷れり(同)

## 雜報

### 中樞院擴張

前韓國時代の中樞院は總督府時代となりても大体其儘に存置し從來の顧問の外李完用以下の元老大臣を新たに顧問となして入院せしめ總督の政務諮問機關と爲すべしと云ふ

### 閔氏の統監訪問

閔丙奭氏は李王殿下の命を受け廿九日午前十時寺內統監を官邸に訪問し夫れより午前十一時趙重應氏と相携へて昌德宮へ伺候したり

## ▲治外法權▼

天皇陛下の詔勅、前韓皇の詔勅、併合條約等が羅て公にされた、まづ〳〵之れで圓滿な解決が出來、半島は永遠に旭日旗の翻るところとなつた▲今度の解決は目出度と云へば目出度に相違はない、併し此際合併祝賀會等をやつて騷ぎ立てるのは大きな間違だ、內地人たるもの少しは朝鮮人の身にもなつて考へねばならぬ▲曾禰前統監は愈々危篤だ、右に付子息芳川寬二の曰く父の申には『自分が病床の人となつた初めに醫者が不治の病だと云つて吳れればよかつた、不治の病と知れば自分にも講ずべき相當の善後策があつたのだ』と、嗚呼氣の毒なは荒助子だ、而して子爵の此怨言に對する當の責任者は菊池大韓醫院長と、大岡京城日報社長だ、此兩人はドウ云ふ譯か子爵發病の當時に於て共謀して輕症だと云つて子爵を欺くことに勉めた▲寺內統監の諭告は良く盡してある、朝鮮人も內地人も此諭告に基いて行動するようにしたい▲序に申す此際全半島新聞記者の大會を開き今後の方針に就いて打合をしてはドウか▲內地各新聞の特派員は近々何れも引揚げるソウだ、半島が臺灣同樣になつて見れば今迄の樣に大金を掛けて特派員を置くの必要はない▲總督府は其公報を掲載すべき一大日刊新聞を造るソウだ、ホントーなら至極結構な擧だ。

## 諭告文の貼出し

二十九日寺內統監の發したる諭告文は[illegible]の要所に貼出されたるが何所も多數の韓人群り來て之を通讀し[illegible]安心したるが如有樣なりと

## 梅博士の燒香式

梅博士の燒香式は一昨二十八日午前九時南山本願寺に於て擧行されたるが雨天にも拘はらず三百余名の參拜者あり[illegible]副統監よりは花輪を贈られ最と嚴肅に營まれたり而して博士夫人は附添人と共に博士の遺骸を擁して昨二十九日午前九時南大門驛列車にて多數の官民に送られ東京に向はれたり

## ▲京城手形交換高▼

八月廿九日 金高 九〇、二〇七、四八 枚數 四八二

## 今日の運勢

九月卅日 舊七月廿五日 三碧 先勝 丁卯 危 一白 [illegible]

## ▲仁川米豆取引所▼

八月廿九日 ▲前場 八月 九月出來不申 ▲前場 [illegible] 一節九圓五十二錢 ▲二節五十錢 ▲三節五十錢

▲出來高一萬六百石 ▲後場(二十九日) 一節九圓五十二錢 ▲二節五十三錢 五十四錢 ▲三節五十 五錢五十四錢 五十三錢

## ▲大阪期米電報▼

▲前場 廿九日 八月限寄附十三圓六十六錢 ▲九月限寄附十四圓〇六錢 ▲十月限寄付十四圓二十五錢 ▲中止十四圓三十三錢 ▲後場(二十九日) 八月限寄附十三圓 ▲十月限寄附十四圓十九錢 [illegible]

# 諭告文の貼出

二十九日寺内統監の發したる諭告文は[illegible]の要所に貼出されたり[illegible]の韓人群り來り之を通[illegible]るが如有様なりしと

# 梅博士の燒香式

梅博士の燒香式は一昨二十八日午前九時南山本願寺に於て擧行されたるが[illegible]天にも拘はらず三百餘名の參拜者あり統監、副統監よりは花輪を贈られ最と嚴肅に營まれたり而して博士夫人は附添人と共に博士の遺骸を擁して昨二十九日午前九時南大門驛發列車にて多數の官民に送られ東京に向はれたり

▲京城手形交換高▼
八月廿九日 金高 九萬二〇七、四八 枚數 四八二

# 寺内統監訓令

昨二十九日寺内統監は各理事廳理事官に對し左の訓令を發したり

本日公布の併合條約に依り韓國は帝國に併合せられ自今朝鮮と改稱して帝國領土の一部となり從て域内の人民は悉く帝國臣民として皇化の治下に立ち政令是より一途に出で[illegible]すべし然れども朝鮮現時の狀態は未だ全く帝國内地と同じからざるものあるが故に帝國法令にして[illegible]らるゝものゝ外併合の結果朝鮮に於て効力を失ふべき帝國法令及韓國法令は當分の內總督の命令として其の効力を存續し將來時勢の進運に從ひ漸を逐て改廢を加ふべし居留民團は元來外國に居住する帝國臣民の設立する自治團體にして朝鮮が帝國の版圖に歸したる以上は自然地方行政機關に編入せらるべきものなるも今俄に之を廢止するに就ては種々の事情あるに依り暫く其の存在を認め將來之に代るべき地方制度の完成を待て其の整理を爲さしむべし又韓國と外國との間の諸條約は消滅に歸し帝國及外國との諸條約は事情の許す限り朝鮮に適用せられ該條約國の臣民は帝國內地に於けると同様の[illegible]權利を有することゝなり隨て朝鮮に在留する外國人は帝國臣民と共に總て帝國の法權に服從し外國人に係る訴訟事件は[illegible]帝國裁判所に於て管轄することゝ恰も[illegible]內地に於ける場合と同一なり[illegible]は之と稍其の事情を異にし[illegible]は啻に外國貿易に劇變を來すのみならず[illegible]の關税法又は協定税率を適用するときは[illegible]らず內國の經濟關係に[illegible]影響を及すべきが故に[illegible]內總て從來の慣例を[illegible]し條約上の規定に拘らず[illegible]貨物に對しては從來[illegible]し又帝國內地と朝鮮[illegible]貨物に付ても從來と[illegible]課することゝ爲せり[illegible]るや兩國相合して一[illegible]區別を撤去し相互全般[illegible]浮の言行に出づるが[illegible]強弱兩國の成敗と爲[illegible]せむとするに外なら[illegible]べし從來本邦の居留[illegible]れ實に其の本旨を沒[illegible]僑居するの想を爲し[illegible]ふして他を蔑視する[illegible]改革に際し一層倨傲[illegible]の人民に凌辱を加ふ[illegible]は却て彼等の惡感隔[illegible]扞格を生じ將來永く相[illegible]して遂に不測の禍を醸[illegible]に此の更始一新の時[illegible]

# 朝鮮貴族令の公布

朕惟ふに李家の懿親及其の邦家に大勢ありたる者は宜しく之を優列に陞し叙して朝鮮貴族と爲し用て寵光を示すべし茲に其の舊勳前功を秩し世爵の典を定めて朝鮮貴族令として之を裁可し公布せしむ

御名 御璽

明治四十三年八月二十九日 宮內大臣 子爵 渡邊千秋

皇室令第十四號

朝鮮貴族令

第一條 本令に依り爵を授けられ又は爵を襲ぎたる者を朝鮮貴族とす
有爵者の婦は朝鮮貴族の族稱を享く

第二條 爵は李王の現在の血族にして皇族の禮遇を享けさる者及門地又は功勞ありたる朝鮮人に之を授く

第三條 爵は公侯伯子男の五等とす

第四條 爵を授くるは勅旨を以てし宮內大臣之を奉行す

第五條 有爵者は其の爵に應じ華族令に依る有爵者と同一の禮遇を享く
有爵者の婦は其の夫の爵に相當する禮遇及名稱を享く

第六條 有爵者の寡婦其の家に在るときは特に貴族の族稱を保有せしめ從前の禮遇及名稱を享けしむ

第七條 有爵者の家族にして左に揭げたる者は華族と同一の禮遇及貴族の族稱を享く
一 曾祖父、祖父、父
二 爵を襲ぐことを得べき相續人及其の嫡長男子、嫡出の男子なきときは其の庶長男子
三 前二號に揭げたる者の配偶者

第八條 有爵者又は前二條の禮遇を享くべき者身體若は精神に重患あり又は貴族の體面に關する事故あるときは其の重患又は事故の止むまで禮遇を享くることを得ず
前項の重患又は事故の有無は宮內高等官中より勅命したる審査委員をして審査せしめたる後宮內大臣の上奏に依り之を勅裁す

第九條 有爵者は家範を定むることを得
家範は宮內大臣の認許を受くべし之を廢止變更するとき亦同じ
有爵者二十年未滿なるとき又は前條の場合に該當する者なるときは家範を定め又は之を廢止變更することを得ず

第十條 爵は家の相續人たる男子をして之を襲がしむ

第十一條 爵を襲ぐことを得べき相續人は相續開始の時より六箇月內に宮內大臣に相續の屆出を爲すべし
前項の屆出ありたるときは宮內大臣は勅許を經て襲爵の辭令書を交付す

第十二條 襲爵は相續開始の時より其の効力を生ず

第十三條 左の場合に於ては相續人は襲爵の特權を失ふ
一 第十一條第一項の期間內に相續の屆出を爲さゝるとき
二 第十六條第二項又は第十八條の規定に依り貴族の族稱を除かれたるとき

第十四條 相續人忠順を缺くの行爲ありたるときは襲爵を勅許せらるゝことなし
第八條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第十五條 有爵者及第六條又は第七條の禮遇を享くべき者の身分に關し監督上必要の事項は宮內大臣之を掌す

第十六條 有爵者國籍を喪失したるとき又は禁錮若は禁獄以上の刑の宣告を受け其の裁判確定したるときは其の爵を失ふ
第六條又は第七條の禮遇を享くべき者前項の場合に該當するときは貴族の族稱を除き又は禮遇を禁止す

第十七條 有爵者左の各號の一に該當するときは爵を返上せしめ又は禮遇を停止若は禁止す
一 貴族の體面を汚辱する失行ありたる者
二 貴族の品位を保つこと能はざる者
三 宮內大臣の命令又は家範に違反し情狀重き者
四 忠順を缺くの行爲ある者

第十八條 第六條又は第七條の禮遇を享くべき者前條の場合に該當するときは貴族の族稱を除き又は禮遇を停止若は禁止す

第十九條 有爵者禮遇の停止又は禁止中に在るときは第六條第一項及第七條の禮遇を享くべき者も共に其の禮遇を停止又は禁止す

第二十條 有爵者其の品位を保つこと能はざるときは宮內大臣を經て爵の返上を請願することを得

第二十一條 第十六條第二項、第十七條及第十八條の處分は勅裁を經て宮內大臣之を行ふ禮遇の停止を解除するとき亦同じ
第八條第二項の規定は前項の處分及解除に之を準用す

第二十二條 禮遇の禁止を解除するは特旨に由る
審査委員に關する規程は宮內大臣勅裁を經て之を定む

# 大赦に關する勅令

八月廿九日勅令第三百二十五號を以て左の通り發布さる

第一條 大赦に關し左に記載したる舊韓國法令の罪を犯したる者は之を赦免す
一 刑法大全第百九十一條の罪及同第百九十二條及第百九十四條の罪
二 同上第百九十五條の罪及同條に該當する犯人を情を知りて藏匿し又は隱避せしめたる罪
三 同上第百九十六條乃至第百九十九條の罪
四 同上第二百條の罪
五 同上第二百一條の罪
六 同上第二百四十三條乃至第二百五十二條の罪
七 同上第二百六十條の罪
八 同上第二百六十二條及第二百六十四條の罪
九 同上第二百六十五條の罪
十 同上第二百六十六條の罪
十一 同上第二百七十五條及第二百八十一條の罪但し人を殺したる罪を除く
十二 同上第二百八十九條及第二百九十二條の罪
十三 同第二百九十三條、第二百九十四條及第二百九十六條の罪
十四 同上第三百三條及第三百四條の罪但し第三百四條但書の罪を除く
十五 同上第三百六條の罪
十六 同第三百十二條の罪
十七 同上第三百十八條の罪
十八 [illegible]第三百二十七條の罪但し第三百二十五號[illegible]
十九 同上第三百三十四條乃至第三百三十七條の罪但し死に致したる罪を除く
二十 第三百四十六條の罪
二十一 第三百五十三條乃至第三百六十一條の罪但し因りて所犯ありたる者にして其の所犯本令に依り赦免すべからざる罪に該當するときは之を除く
二十二 刑法大全第三百六十七條乃至第三百七十條の罪
二十三 同上第三百八十二條、第三百八十三條及第三百八十六條の罪
二十四 同上第四百條乃至第四百三條の罪
二十五 同上第四百四條乃至第四百八條の罪
二十六 同 第四百八條及第四百九條の罪
二十七 同上第四百十三條乃至第四百十六條の罪
二十八 同上第四百二十條乃至第四百二十六條の罪
二十九 同上第四百二十九條乃至第四百三十四條の罪
三十 第四百三十二條及第四百三十六條の罪
三十一 同上第四百三十七條乃至第四百四十二條の罪但し因りて所犯ありたる者にして其の所犯本令に依り赦免すべからざる罪に該當するときは之を除く
三十二 第四百四十八條乃至第四百五十四條の罪但し人を殺したる罪を除く
三十三 同上第四百五十八條乃至第四百六十三條及第四百六十四條の罪
三十四 同上第四百六十六條及第四百六十九條乃至第四百七十二條の罪
三十五 同上第四百八十三條の罪
三十六 同上第四百八十四條の罪
三十七 同上第四百九十三條の罪
三十八 同上第四百九十五條及第四百九十六條の罪
三十九 同上第四百九十八條第二號及第四百九十九條第六號乃至第八號の罪
四十 同上第五百十一條及第五百十五條の罪
四十一 同上第五百二十條及第五百二十一條の罪
四十二 第五百三十條乃至第五百三十二條の罪
四十三 同上第五百三十三條の罪
四十四 同上第五百三十四條及第五百四十條の罪
四十五 同上第五百四十三條の罪
四十六 同上第五百五十七條及第五百五十八條の罪
四十七 同上第五百五十九條乃至第五百七十六條の罪
四十八 同上第六百二十三條及第六百二十四條の罪
四十九 同上第六百三十一條乃至第六百三十五條の罪
五十 同上第六百四十四條乃至第六百四十六條の罪
五十一 同上第六百四十九條及第六百五十條の罪
五十二 同上第六百五十二條乃至第六百五十六條の罪
五十三 同上第六百六十條乃至第六百六十三條の罪
五十四 同上第六百六十七條及第六百六十九條の罪
五十五 同上第六百七十條及第六百七十一條の罪
五十六 同上第六百七十二條及第六百七十三條の罪
五十七 同上第六百七十四條の罪
五十八 同上第六百七十六條の罪
五十九 同上第六百七十七條の罪
六十 同上第六百七十八條の罪
六十一 陸軍法律の罪但し第二百七十八條、第二百八十一條、第二百八十九條、第二百九十條並第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十六條、第二百九十七條及第二百九十九條中死刑に該當する罪を除く
六十二 會計法違犯の罪
六十三 開國五百四年法律第十五號違犯の罪
六十四 電報事項犯罪人處斷例の罪
六十五 郵遞事項犯罪人處斷例の罪
六十六 典當舖規則違犯の罪
六十七 鑛業事項犯罪人處斷例の罪但し第三條の罪及同例の罪を犯すに因り人を死に致したる罪を除く
六十八 度量衡法及度量衡法施行規則違犯の罪
六十九 新聞紙法違犯の罪
七十 保安法違犯の罪
七十一 銃砲及火藥類團束法違犯の罪
七十二 森林法違犯の罪但し第十五條の罪を除く
七十三 人蔘税法違犯の罪
七十四 紅蔘專賣法違犯の罪
七十五 漁業法及漁業法施行細則違犯の罪
七十六 家屋税法違犯の罪
七十七 酒税法違犯の罪
七十八 煙草税法違犯の罪
七十九 國税徵收法違犯の罪
八十 出版法違犯の罪
八十一 民籍法違犯の罪
八十二 漁業税違犯の罪
八十三 獸屠規則違犯の罪
八十四 船舶法及船舶法施行細則違犯の罪
八十五 船舶檢査法及船舶檢査法施行細則違犯の罪
八十六 檢疫規則違犯の罪
八十七 銀行條例違犯の罪
八十八 農工銀行條例違犯の罪
八十九 鹽税規程違犯の罪
九十 寄附金募集取締規則違犯の罪
九十一 種痘規則違犯の罪
九十二 檢疫停船規則違犯の罪
九十三 教科用圖書檢定規程違犯の罪
九十四 痘苗賣下規則違犯の罪
九十五 水道給水規則違犯の罪
九十六 船牌規則違犯の罪
九十七 警務廳令警視廳令及各道令違犯の罪
九十八 前記法令を比附援引して處斷したる罪及處罰すべき罪

第二條 前條の外舊韓國隆熙二年法律第十六號及第十九號施行前同法律を以て廢止又は削除したる法律の條項を比附援引して處斷せられたる者は之を赦免す

第三條 二罪以上倶發例に依り處斷せられたる者最重の罪前二條に該當するときは他の罪亦之を赦免す

第四條 赦免を得ると雖既に徵收したる罰金、科料、收贖金、追徵金及沒入したる物件は之を還付せず

附則

本令は公布の日より之を施行す

# 貨物移入税の賦課

勅令第三百三十一號を以て左の通り公布さる

第一條 朝鮮より內地、臺灣及樺太に貨物を移入するときは輸入税と同率の移入税を課し朝鮮より入港する船舶には噸税を課す

第二條 移入税に關しては關税法、關税定率法、保税倉庫法及税關假置場法を噸税に關しては噸税法を準用す

第三條 朝鮮より移入する貨物中外國より輸入する場合に於て內國税を課すべきものあるときは外國より輸入するものに準じ內國税を課す

第四條 外國に輸出する貨物に關し內國税を免除若は下戻し又は交付金を下付することを定めたる規定は之を朝鮮に移出する貨物に準用し外國より輸入したる貨物に關し輸入税を下戻すべきことを定めたる規定は之を本令に依り移入税を課せられたる貨物に準用す

第五條 內國税法中同法を施行せざる地より同法施行地に貨物を移入することを禁止したる規定は朝鮮より移入する貨物に之を適用せず

附則

本令は公布の日より之を施行す

# 法令の効力持續

朝鮮に於ける法令の効力に關する件明治四十三年勅令第三百二十四號第一條及第二條に依り勅裁を得て茲に之を公布す

明治四十三年八月二十九日 統監子爵 寺內正毅

制令第一號

朝鮮總督府設置の際朝鮮に於て其の効力を失ふべき帝國法令及韓國法令は當分の內朝鮮總督の發したる命令として尚其の効力を有す

附則

本令は公布の日より之を施行す

# 外人勞働者の取扱

統監府令第五十二號を以て左の通り發布す

條約に依り居住の自由を有せざる外國人にして勞働に從事する者は特に地方長官の許可を受くるに非ざれば從前の居留地以外に居住し又は其業務を行ふことを得ず

前項の勞働の種類は朝鮮總督之を定む

第一項の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す

附則

本令は公布の日より之を施行す

明治四十三年八月二十九日 統監子爵 寺內正毅

# 清國人と警察權

居留地の行政事務に關する件明治四十三年勅令第三百二十四號第一條及第二條に依り勅裁を得て茲に之を公布す

明治四十三年八月二十九日 統監子爵 寺內正毅

制令第二號

仁川濟物浦、鎭南浦、木浦、群山、馬山浦及城津に於ける各國居留地並仁川、釜山及元山に於ける清國居留地の行政は警察に關する事項を除くの外當分の內從前の例に依る

附則

本令は公布の日より之を施行す

## ●恩賜に關する勅令

勅令第三百二十九號

第一條 朝鮮に於ける臨時恩賜は明治四十三年勅令第三百二十七號に依り發行したる國債證券を以て下付す
前項の國債證券は記名式とす但し政府に於て特別の事由ありと認むるときは之を無記名式と爲すことを得

第二條 前條の記名國債證券は政府の認可を受くるに非ざれば之を讓渡又は質入することを得ず

第三條 元金償還、利子仕拂、證券及登錄に關する取扱手續は大藏大臣之を定む

附則

本令は公布の日より之を施行す

## ●關税官制中の改正

八月廿九日勅令第三百二十號を以て税關官制中左の通改正さる

第一條第七號の次に左の一號を加ふ
八 移入税に關する事項

附則

本令は公布の日より之を施行す

## ●朝鮮貴族の叙位令

皇室令第十六號を以て叙位に關する件左の通り定めらる

叙位條例は朝鮮貴族の叙位に關し之を準用す

附則

本令は公布の日より之を施行す

## ●現韓國軍人の取扱

勅令第三百二十三號を以て左の通り定めらる

朝鮮總督府設置の際に於ける朝鮮軍人の取扱は陸軍軍人に準し其の官等階級任免分限及給與等に關しては當分の內從前の規定に依る

前項の軍人中現職に在る者は駐箚軍司令部附又は駐箚憲兵隊司令部附とす

附則

本令は公布の日より之を施行す

## ●臨時恩賜國債發行

勅令第三百二十七號を以て左の通り公布さる

朝鮮に於ける臨時恩賜に充つる爲政府は三千萬圓を限り五分利附國債を發行することを得

附則

本令は公布の日より之を施行す

## 今日の運勢

●九月卅日 舊七月廿五日 三碧 先勝 丁卯 危
△一白 旅行運送注意の事 金融の[illegible]務に吉 △二黑 諸事手控への事 建築動土に忌む 新事見合せの事 △三碧 親族の事煩累あり中傷若くは批評に遇ひ易し 旅行新事見合せの事 △四綠 衝突紛爭多し恩を施し仇に報ぜらるゝ事あり △五黃 共同組合婚禮計算事に忌む 新事旅行見合せの事 △六白 新事見合せの事 業務上の疎漏あり △七赤 依頼要求に應ぜ[illegible]其他大抵不快の日 謹愼を要す △八白 紛爭葛藤の生じ易き日 宴會交際取引尤も注意を要す △九紫 婚姻忌む其他大抵吉 (三一館判斷)

## ▲仁川米豆取引所▼

▲前場(廿九日) 八月九月出來不申 ▲十月限一節九圓五十三錢 ▲二節五十二錢五十一錢 ▲三節四十九錢五十錢

## ▲大阪期米電報▼

▲出來高一萬六百石 ▲後場(二十九日) 一節九圓五十二錢 ▲二節五十三錢五十四錢 ▲三節五十五錢五十錢五十三錢

▲前場 廿九日 八月限寄附十三圓六十六錢 ▲九月限寄附十四圓〇六錢 ▲十月限寄付十四圓二十五錢 ▲中止十四圓三[illegible] ▲前止十三圓六十六錢 ▲中止十四錢 ▲中止十七錢 ▲後場(二十九日) 八月限寄附[illegible]十三圓六十七錢 ▲九月限寄附十四圓三錢 [illegible]

# 滊船出港廣告

月曜、香港、海州行

滊船 天草丸 安來丸 成歡丸

隔日出港

仁川港海岸通（電話四一九）柴田回漕店

# 尼崎滊船 出港廣告

●群山木浦釜山下關神戸大阪行
神代丸 月 日午後四時
君が代丸 月 日午後四時發
秀吉丸 月 日午後四時
大有丸 月 日午後四時
●木浦釜山下之關神戸大阪行
大有丸 月 日午後四時

仁川港取扱店 高杉回漕部（電話五九）

# 芙江公州間出帆廣告

芙江發 毎日後一時（京城方面ヨリ急行接續）
公州發 毎日前七時（京城方面行急行接續）
（旅客共御取扱可申候）
御用向ノ御方ハ（京城仁川鳥致院芙江公州）中條店ヘ御尋被下度候

御披露

[illegible]

御料理 京城旭町二丁目 公園下 松秀庵 松永 電話一三九一番

統監府御用 宮内府御用

京城曙町（電話二一八七番）

[illegible]

# 緊急廣告

龍山桃山遊廓地

貸地約三萬坪
貸家約八十軒

右は今般警務總監部に於て風紀取締上市内に散在せる飲食店及小料理店を極めて短日の間に京城龍山遊廓へ立退きの嚴命有之候に付ては各營業者諸士の御便宜を謀り一層桃山遊廓發展を期するため

地料 八月より向ふ一ヶ年間無料
貸家 八月より向ふ四ヶ月間無賃

貸與致候

御希望の方は京城旭町三丁目畑瀬右衛門方へ至急御來談有之度候

龍山桃山遊廓事務所



日本蓄音器 朝鮮音譜 器械各種

韓國特約 大販賣店

京城本町二丁目 辻屋

歐米雜貨 和洋食料品 直輸入商

電話二四八番 振替口座八七番

定價表御入用の御方は御一報次第進呈仕候

## ●開店御披露●

時下殘暑の砌り各位益々御健勝の段奉大賀候陳者私事永らく當地旭屋旅館にて御贔負に預り居り候處今般御客樣方の御勸めにより左記の所に於て料理店開業致し候に就ては時節柄衛生を旨とし新鮮なる原料を用ひ御手輕に料理仕り大勉强致候間何卒舊に倍し御引立の上一度御來車御試めしあらん事を偏に願上候

仁川本町四丁目安保小間物店小路角
元旭屋旅館料理人

八百勝事 喜樂

電話架設中

本院は毎日（日曜及祭日を除く外）午前九時より午後四時迄各專門醫に診療を依頼す

但 松村先生の診療時間は午後二時より
和田先生の診療時間は午前九時より正午迄とす

京城居留民團囑託

龍山榮町文平山麓

# 龍山醫院

（電話六〇三）

# 特約店

米國スタンダード製松印石油
下總國野田●印醬油
仁川日本醬油株式會社製●印醬油
下總國万上印味淋
尾張名古屋●印壜詰
浦根炭及日本木炭
米國●會社製品各種酢
神戸株式會社布引礦泉所製馬蹄印
豊後湯の花精製品（入浴用）
備後の花菓子（茶甲）瓶入各種
其他和洋酒、米、麥、石炭、みかん、洋臘、瓦、煉瓦、明太魚、鰊、昆布、簾、青筵、味噌、鑵詰、千香、其他乾物類一式

日韓貿易商 京城本町六丁目
藤富國太郎本店
電話三〇八番 電略（ク）

# 大勉强!!!

薄利多賣の目的を大々的安賣仕り候間御小賣とも多少に不拘御用命の程伏而願上候

▲西洋雜貨、洋酒、食料品
▲各國煙草、洋菓子、化粧品
▲支那緞子、紋繻子、絹紬類
▲浦潮更紗、毛布類、食器

支那織物は特に大安賣仕候

上等食パン製造販賣

仁川港支那町（電話八一八番）

直輸入御小賣 周 義生盛號

京城南大門通（電話二一三六番）義生盛號
木浦各國居留地（電話一六九番）義生盛號
釜山南草梁支那町（電話五六〇番）義生盛號
本店 長崎市梅香崎 裕和盛號
清國支店 營口永世街、奉天城内、上海二擺渡、鐵嶺西門外、芝罘 裕和盛
芝罘は日本一等旅館兼業




# 廣告

民事、刑事、其他總ての訴訟事件の鑑定
貸金證券、賣掛代金、約束手形、爲替手形、其他總ての債權は事件の大小に不拘現金買入
負債、貸金、銀行、會社の整理引受及相談等は懇切依頼に應
貸金請求、家賃取立、小作取立、其他總ての民事、刑事訴事件

右は迅速確實に依頼者の滿足を旨とし事務を取扱ふを以て事件の大小に不拘御來談を乞ふ

京城旭町二丁目一四五理事廳脇より旭町三丁目へ通る中程
堤重四郎法律事務所

鐘路典獄後洞廿一統六戸
同 鐘路出張所

# 新荷着

英國製 皇室御料 コンマンダー
英國製 スヰトホーム

京城本町二丁目
織居商店 自轉車部
電話四百八十番（電略オ）

內外科 小兒科 梅毒淋病 入院隨意

京城榮町三丁目 高井醫院 電話（二一六）
院長 陸軍軍醫正 高井貞治

純良消毒牛乳

京城東四軒町 岡野牧場 電話千六十九番

一鴨綠江松材現木
長サ八尺五寸以上二間半
一尺五寸角以上二尺迄
右木材多數所有致し居候に付特別安價に賣却仕候間御希望の方は御來談被下度願上候

建築業 柴田芝之六
京城旭町三丁目（電話五六八番）

表具部開業
襖、額、屏風、天井、壁張及表裝一切並書畵の需用に應す
旭町三丁目三日月湯隣 柴田表具部
主任 網島久雄
表具師 光小太郎（電話五六八）

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候

資本金 參百萬圓
積立及繰越金 九拾六萬圓

京城南大門通 株式會社 十八銀行 京城支店（電話四二〇）

本店 長崎市
支店 出張所 京城、龍山、仁川、木浦、釜山、元山、羅州、群山、大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐

韓國 日本

其他日本、韓國樞要地、及露領浦鹽に爲替取引先あり

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申す（利息日歩壹錢二厘）
長崎貯蓄銀行代理店（十八銀行京城支店）

夏の和樂園

御料理 席貸 高田家 電九三七

不相變御引立之程乞

人相骨相●納甲推理の科學的研究を以て性情能否其他相對絶對の全運命を豫斷す
易は萬世不易の大經也治く人事の煩數を斷決す
京城本町五丁目
易斷推理 三一館
通信判斷 人相一圓 骨相二圓 易一圓 特別二圓 五圓 年齡事項目要 年齡寫眞要

醫業料目
和洋紙類 印刷附屬品 印刷インキ 和洋書籍 防腐ヂシン 殺蟲食鹽 [illegible]

販賣

藤田合名會社

本社 京城南治町二丁目（電話三〇二番）
出張所 [illegible]

京城治毒病院

京城相生町南門横（電話一一九四番）
自午前八時 至午後九時
●花柳病專門 附 痔疾一般
●入院隨意●
院長 醫學得業士 蘆田耕平

旅館

京城南山町三丁目
京城ホテル
電話長一二三番 四九二番

日本室和食
特等（三圓五十錢）
一等（二圓五十錢）
二等（一圓八十錢）
三等（一圓五十錢）

味噌醬油製造元
漬物問屋
京城本町五丁目

製自賣販約特

大上商店

和洋酒、●精酢、穀物麵類、銘茶、鑵詰、乾物食料雜貨、ビール、米糀、鹽辛、日本食鹽、荒物各種特約販賣尚御望に依り商品切手調進（電話二五一番）

牛馬犬猫 治療所 入院隨意
京城明治町三丁目（電話四二七番）
小川家畜醫院
院長 小川龜太郎

御待合 紅葉
南大門通三丁目光宣門側
電話一三八二番

紙と印刷
諸紙 和洋帳簿 印刷 各種製本
諸官衙御用
播本商店
京城本町六丁目 電話百拾番